

救急救命士病院実習受入促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、医療機関において救急救命士の資格を有する救急隊員の行う心肺蘇生等の救急救命処置の実習を行うための体制整備を促進することにより、救急救命士の資格を有する救急隊員の業務の高度化と資質向上を図るために要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象)

第2条 知事の要請を受けた病院の開設者（救命救急センターおよび大学病院を除く。）が行う次の各号に掲げる事業を交付の対象とする。

なお、事業実施にあたっては、「救急医療対策事業実施要綱（平成16年4月23日付け一部改正医政第発0423004号）を遵守するものとする。

- (1) 医師の指示の下に必要な知識を習得した救急救命士の資格を有する救急隊員の気管挿管およびその再教育。
- (2) 「救急救命士の資格を有する救急隊員に対して行う就業前教育の実施要綱について（平成6年4月1日付け消防救第42号）」に基づく救急救命士の資格を有する救急隊員の就業前教育。
- (3) 「救急隊員の教育訓練の充実強化について（昭和60年4月8日付け消防救第32号）」、「救急隊員資格取得講習その他救急隊員の教育訓練の充実強化について（平成元年5月18日付け消防救第53号）」および「救急業務の高度化の推進について（平成13年7月4日付け消防救第204号）」に基づく救急救命士の資格を有する救急隊員の再教育。
- (4) 上記各号のほか、救急救命士の資格を有する救急隊員の業務の高度化と資質向上を図るために必要と認める事業。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次のとおりとする。

- (1) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較

して少ない方の額を選定する。

ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(2) 前項により選定された総事業費から、寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第 3 欄に定める補助率を乗じた額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
1 か所当たり 1,369,000 円	救急救命士の資格を有する救急隊員の病院実習受入促進事業におけるコーディネーター医等に必要な次に掲げる経費 1. コーディネーター医給与費 (職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、社会保険料) 2. 諸謝金(指導医謝金)	10/10

(交付申請)

第 4 条 規則第 3 条に規定する補助金の交付申請は、別紙様式第 1 号による申請書を同申請書に記載する関係書類を添えて、知事が別に定める日までに知事に提出するものとする。

(交付決定)

第 5 条 規則第 4 条の規定による補助金等の交付決定は、規則第 3 条の規定により、知事が別に定める日から起算して 30 日以内に行うものとする。

(交付の条件)

第 6 条 規則第 5 条に規定する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業の内容を変更しようとする場合(軽微な変更を除く。)には、知事の承認を受けなければならない。

(2) 事業の遂行が困難になったときは、速やかに報告してその指示を受けなければならない。

(3) 補助金と事業にかかる収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および

び支出についての証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(4) 補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額が0円の場合を含む）には、別紙様式4により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

（変更申請）

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別紙様式第2号による申請書を同申請書に記載する関係書類を添えて、速やかに行うものとする。

（実績報告）

第8条 規則第12条に規定する補助事業実績報告書は、別紙様式第3号による報告書を、同報告書に記載する関係書類を添えて翌年度4月10日までに提出するものとする。

（標準事務処理期間）

第9条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

- (1) 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。
- (2) 知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から14日以内に変更交付決定を行うものとする。
- (3) 規則第13条の規定による額の確定は、第7条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

付 則

この要綱は、平成15年10月20日から施行し、平成15年度補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成16年11月30日から施行し、平成16年度補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成18年8月9日から施行し、平成18年度補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成19年9月19日から施行し、平成19年度補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成20年10月20日から施行し、平成20年度補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成25年5月31日から施行し、平成25年度補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成29年2月24日から施行し、平成28年度補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成29年4月17日から施行し、平成29年度補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度補助金から適用する。

様式第 1 号

救急救命士病院実習受入促進事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

滋賀県知事 様

申請者 住所
氏名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

年度における救急救命士病院実習受入促進事業補助金に
ついて、金 円を交付されるよう滋賀県補助金等
交付規則第 3 条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

(関係書類)

- 1 救急救命士病院実習受入促進事業事業計画書 (別紙(1))
- 2 経費所要額調書 (別紙(2))
- 3 救急救命士病院実習受入促進事業所要額明細書 (別紙(3))
- 4 歳入歳出予算書の抄本
- 5 その他参考となる資料

様式第 2 号

救急救命士病院実習受入促進事業補助金変更交付申請書

番 号
年 月 日

滋賀県知事 様

申請者 住所
氏名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

年度における救急救命士病院実習受入促進事業補助金については、 年 月 日付け滋 第 号で交付決定を受けましたが、その後の事情の変更により、交付額を次のとおり変更されたく申請します。

記

1. 今回追加交付（一部取消）申請額	金	円
内訳 既交付決定額	金	円
変更後所要額	金	円

2. 変更を必要とする理由

3. 関係書類

- (1) 救急救命士病院実習受入促進事業事業計画書 (別紙(1))
- (2) 経費変更所要額調書 (別紙(2))
- (3) 救急救命士病院実習受入促進事業所要額明細書 (別紙(3))
- (4) 歳入歳出予算書の抄本
- (5) その他参考となる資料

様式第 3 号

救急救命士病院実習受入促進事業補助金事業実績報告書

番 号
年 月 日

滋賀県知事

様

申請者 住所

氏名

印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付け滋 第 号で交付決定の通知
のあった 年度救急救命士病院実習受入促進事業補助金について、滋賀県補助金等交付規則第 1 2 条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

(関係書類)

- 1 救急救命士病院実習受入促進事業実績報告書 (別紙(1))
- 2 経費所要額精算書 (別紙(2))
- 3 救急救命士病院実習受入促進事業実績額明細書 (別紙(3))
- 4 歳入歳出決算書の抄本
- 5 その他参考となる資料

様式第 4 号

番 号
年 月 日

滋賀県知事

申請者 住所
氏名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

消費税および地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け滋 第 号で交付決定の
通知のあつた 年度救急救命士病院実習受入促進事業補助金
にかかる消費税仕入控除税額について交付要綱第 6 条 (4) の規定
に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 年 月 日付け滋 第 号による補助金の額の
確定通知額
円

2. 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額
円

注 2 の金額の積算の内訳等参考となる書類を添付のこと

別紙（1）

救急救命士病院実習受入促進事業 事業計画書

医療機関名	救急医療に精通した医師数	コーディネーター 医師名	実習内容	実習計画		備考
				期間	受入人数	
			(記入例) 就業前教育	第1回目 〇〇年〇月〇日～ 〇〇年〇月〇日	人	
			気管挿管	第2回目 〇〇年〇月〇日～ 〇〇年〇月〇日		
			再教育	第3回目 〇〇年〇月〇日～ 〇〇年〇月〇日		

別紙(1)

救急救命士病院実習受入促進事業実績報告書

医療機関名	救急医療に精通した医師数	コーディネーター 医師名	実習内容	実習実績		備考
				期間	受入人数	
			(記入例) 就業前教育	第1回目 〇〇年〇月〇日～ 〇〇年〇月〇日	人	
			気管挿管	第2回目 〇〇年〇月〇日～ 〇〇年〇月〇日		
			再教育	第3回目 〇〇年〇月〇日～ 〇〇年〇月〇日		

経 費 所 要 額 調 書

区 分 (医療機関名)	総 事 業 費 A	寄 付 金 お よ び そ の 他 の 収 入 額 B	差 引 事 業 費 C = A - B	対 象 経 費 の 支 出 予 定 額 D	基 準 額 E	選 定 額 F	県 費 補 助 基 本 額 G	県 費 補 助 所 要 額 H
	円	円	円	円	円	円	円	円
計								

経 費 所 要 額 調 書

区 分 (医療機関名)	総 事 業 費 A	寄 付 金 お よ び そ の 他 の 収 入 額 B	差 引 事 業 費 C = A - B	対 象 経 費 の 支 出 予 定 額 D	基 準 額 E	選 定 額 F	県 費 補 助 基 本 額 G	県 費 補 助 所 要 額 H
	円	円	円	円	円	円	円	円
計								

(注) 1 F欄には、DとEとを比較して少ない方の額を記入すること。

2 G欄には、CとFとを比較して少ない方の額を記入すること。

3 H欄には、Gの額に補助率を乗じて得た額を記入すること。但し、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

経 費 変 更 所 要 額 調 書

区 分 (医療機関名)	総事業費 A	寄付金および その他の収入額 B	差引事業費 C = A - B	対象経費の 支出予定額 D	基準額 E	選定額 F	県費補助 基本額 G	県費補助 所要額 H	既交付 決定額 I	差引追加交付 (一部取消)申請額 J = H - I
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
計										

(注) 1 F欄には、DとEとを比較して少ない方の額を記入すること。

2 G欄には、CとFとを比較して少ない方の額を記入すること。

3 H欄には、Gの額に補助率を乗じて得た額を記入すること。但し、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

経 費 所 要 額 精 算 書

区 分 (医療機関名)	総事業費 A	寄付金および その他の収入額 B	差引事業費 C=A-B	対象経費の 支出済額 D	基準額 E	選定額 F	県費補助 基本額 G	県費補助 所要額 H	県費補助 交付決定額 I	受入済額 J	差引 過不足額 K=H-I
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
計											

- (注) 1 F欄には、DとEとを比較して少ない方の額を記入すること。
 2 G欄には、FとCとを比較して少ない方の額を記入すること。
 3 H欄には、Gの額に補助率を乗じて得た額を記入すること。但し、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

別紙（3）

救急救命士病院実習受入促進事業所要額明細書

（病院名 ）

1. 事業明細表

区 分	支出予定額	基 準 額	選 定 額	算 出 内 訳
	円	円	円	
1. コーディネーター 一医給与費				
職員基本給				
職員諸手当				
非常勤職員手当				
社会保険料				
2. 諸謝金 (指導医謝金)				
合 計				

2. 収 入

区 分	収 入 見 込 額	算 出 内 訳
寄付金その他の収入	円	円

別紙（3）

救急救命士病院実習受入促進事業実績額明細書

（病院名 _____）

1. 事業明細表

区 分	支出額	基 準 額	選 定 額	算 出 内 訳
1. コーディネーター 一医給与費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 社会保険料 2. 諸謝金 （指導医謝金）	円	円	円	
合 計				

2. 収 入

区 分	収 入 額	算 出 内 訳
寄付金その他の収入	円	円